

## 文化財保護事業資金融資事業について

### I 制度の概要

#### 1 趣旨・目的

文化財保護事業は多額の経費を必要とするため、所有者等に対し低利の融資を行い、所有者等の軽減を図る。

#### 2 事業の概要

市内にある指定・登録文化財等の所有者が所有する指定・登録文化財及びそれに準じる文化財の修理等の事業に必要な資金に対し、低利での融資を行う。融資に当たっては、市から金融機関に必要な金額を預託し、金融機関から事業実施者が融資を受ける手法を取っている。

#### 3 内容

別紙パンフレットのとおり

### II これまでの事業の見直しの内容

#### 1 制度の見直し（平成20年度）

##### (1) 経過・理由

昭和61年度から貸付制度を設け、昭和62年度まで直接貸付を行っていたが、昭和63年度から、資金の効率運用や事務手続きの効率化のため預託融資制度に変更した。昭和63年度に貸付制度から現行の融資制度に変更して以降の融資件数は計38件あるが、平成12年度以降は新規融資のない状況が続いていたため、平成20年9月に、より利用しやすい制度となるよう制度改正を行った。

##### (2) 見直し内容

###### ア 融資対象者

<見直し前>

指定・登録，未指定・未登録文化財を問わず，文化財所有者又は管理者が対象

<見直し後>

指定・登録文化財（それに準ずるものを含む）所有者又は管理者を対象

※ 利率を低利に設定することや、連帯保証人を1名にするなどの変更を行うことから、融資対象者を指定・登録文化財所有者又は管理者に限定。

###### イ 貸付条件

###### (ア) 限度額

<見直し前>

1件につき3,000万円以内、残存債務と合わせて4,000万円を超えない範囲

<見直し後>

1件につき3,000万円以内、残存債務と合わせて5,000万円を上限

(イ) 最低額

<見直し前>

50 万円（建造物の修理・管理事業は 100 万円）を設定

<見直し後>

設定なし

(ウ) 融資率

<見直し前>

原則自己負担金の 8 / 10 以内の額

<見直し後>

設定なし

(エ) 利率

<見直し前>

年 3. 0 % の固定金利

<見直し後>

指定・登録文化財等の金利は 1. 1 %, 指定・登録文化財に準じる文化財の金利を 1. 6 % とした。

ウ 保証人及び条件

<見直し前>

連帯保証人 3 人（1, 000 万円以下の場合は 2 人）

<見直し後>

連帯保証人 1 人以上

2 利率の見直し（平成 21 年度，平成 27 年度）

(1) 内容

<平成 21 年度> 指定・登録文化財に準じる文化財の金利 1. 6 % → 1. 4 %

<平成 27 年度> 指定・登録文化財に準じる文化財の金利 1. 4 % → 1. 2 %

### Ⅲ 文化財保護事業資金融資件数の推移

(単位：件，千円)

	6 1	6 2	6 3	元	2	3	4
件数	7	14	4	3	2	1	5
融資額	87,000	173,300	53,000	57,000	11,700	30,000	56,500

5	6	7	8	9	1 1	2 0	2 3
8	4	2	2	3	1	1	1
92,700	39,900	11,100	33,460	61,710	10,000	2,340	9,820

2 6	合計
1	59
22,000	751,530

※ 平成 12～19 年度及び 21, 22, 24, 25, 27 年度の融資実績はない。

### Ⅳ 近年の貸付実施例

(単位：千円)

実施年度	事業内容	貸付額
2 0	・ 塀修理工事 中庭に面する塀が老朽化により傾き，倒壊の恐れがあったため，解体修理を行った。	2,340
2 3	・ 本堂保存修理工事 本堂の屋根面全体の腐朽が進んでいたため，上軒付より上を全面葺き替え，棟積瓦の積替え等を行った。	9,820
2 6	・ 屋根葺替工事及び部分修理 屋根部分の腐朽・破損や建物全体の傾き，基礎の割れがあったため，修理及び整備を行った。	22,000

# 平成28年度京都市文化財保護事業資金融資制度

有形，無形文化財等の修理などに必要な資金に対し，長期，低利の融資を行っています。

融資対象者	指定，登録文化財の所有者，管理団体，保持者等	
融資対象事業	京都市の区域内に存するもののうち，以下に該当する事業 ・ 文化財の管理，修理等及び文化財と一体をなしている 周辺の環境保全に関するもの ・ その他特に必要と認めるもの	
融 資 条 件	融 資 利 率	指定，登録文化財に係る事業 0.9% 指定，登録文化財に準じる文化財に係る事業 1.2%
	融 資 限 度 額	1件につき3,000万円 (残務債務と合わせて5,000万円を超えない額)
	償 還 方 法	元金均等月賦償還
	償 還 期 間	15年以内 (ただし，融資金額が1,000万円以下の場合，10年以内)
	保 証 人	1人以上の連帯保証
融資手続きの流れ	① 融資のあっせんの相談 ◇ まずはご相談ください ◇ ② 融資のあっせんの申込み (申込書の提出) ③ 融資のあっせんの適否の決定 ④ 金融機関における融資の適否の決定 ⑤ 事業完了届の提出 ⑥ 融資金額の決定 ⑦ 京都市との保証契約の締結 ⑧ 融資の実施 (被融資者と金融機関との貸借契約) ⑨ 融資資金の支払充当届の提出 ⑩ 償還開始	
融資実施機関	京都銀行，京都信用金庫，京都中央信用金庫	

<融資の申込・問合せ先>

**京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課**

電話 (075) 366-1498

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地

Y・J・Kビル 2階

京都市内文化財件数

区分			京都市			京都府			国									
			指定	登録	計	指定	登録	計	国宝		重要文化財		登録					
									市内 (全国%)	全国	市内 (全国%)	全国	市内 (全国%)	全国				
有形文化財	建造物	社寺	45	9	54	46	8	54	41		173							
		町家	9	3	12						3							
		民家	7	5	12	1		1			5							
		近代洋風	5	7	12	1		1			8							
		近代和風	3		3						5							
		その他		1	1				1		15							
		小計	69	25	94	48	8	56	42 (18.8)	223	209 (8.5)	2,445	354 (3.4)	10,516				
	美術工芸品	絵画	75	3	78	29		29	42	159	453	2,002						
		彫刻	53	7	60	14	1	15	31	130	297	2,692						
		工芸品	26	1	27	19		19	13	252	163	2,447	1 (33.3)	3				
		書跡・典籍	8		8	6		6	54	224	443	1,903		1				
		古文書	11	23	34	10		10	26	60	266	759						
		考古資料	17		17	8		8	3	46	17	618		4				
		歴史資料	11	4	15	7	1	8		3	17	191	1 (16.7)	6				
小計		201	38	239	93	2	95	169 (19.3)	874	1,656 (15.6)	10,612	2 (14.3)	14					
計			270	63	333	141	10	151	211 (19.2)	1,097	1,865 (14.3)	13,057	356 (3.4)	10,530				
無形文化財			個人			9 (13)			9 (8)		113 (112)		*重要無形文化財保持者=人間国宝					
			保持団体								27		*保持者は重複認定があり、[ ]は実人数を示す					
民俗文化財			有形民俗文化財			7 3 10			1 1 1			4 (1.8) 217		重要有形民俗文化財(全国比%) 全国				
			無形民俗文化財			風俗習慣等			41 41			1 1 1			1		重要無形民俗文化財(全国比%) 全国	
						民俗芸能			13 13			1 1 2			5		登録有形民俗文化財(全国比%) 全国	
						小計			54 54			1 2 3			6 (2.0) 296			
			計			7 57 64			2 2 4			4 (1.8) 217		6 (2.0) 296		1 (2.4) 42		
記念物			史跡			16 12 28			3 3 3			3 61 57 1,760		特別史跡名勝天然記念物(全国比%) 全国				
			名勝			31 3 34			1 1 1			12 36 50 398		史跡名勝天然記念物(全国比%) 全国				
			天然記念物			動物			1 1 2			2			登録記念物(全国比%) 全国			
						植物			24 9 33			2 2 2			4			
						地質									1			
						小計			25 10 35			2 2 2			75 7 1,021		6	
計			72 25 97			6 6 6			15 (8.7) [12] 172		114 (3.6) [94] 3,179		98					
文化的景観											1 (2.0) 50							
伝統的建造物群									4 (3.8) 106									
選定保存技術			個人 (件数)						17 48		*保存団体には重複認定があり、[ ]に実団体数を示す							
			(人数)						18 (32.1) 56									
			保存団体(件数)						8 31									
			(団体数)			2 2			8 (24.2) [7] 33 [31]									
文化財計			349 145 494			164 12 176			*重要文化財は国宝件数を含む。 *史跡・名勝・天然記念物(国)は、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物件数を含む。 *史跡・名勝(国)は両方指定があるため、[ ]に実件数を示す。									
文化財環境保全地区			10			1												
合計			504			177					市内文化財件数		3,044					